

令和3年8月23日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

放課後キッズクラブの夏季休業期間終了後の利用について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスによるかつてない感染拡大を受け、緊急事態宣言の期間が9月12日までに延長されています。

この強い感染拡大の状況を踏まえ、市立学校では臨時休業や短縮授業の実施の他、学校開放等が中止されます。放課後キッズクラブでは、お子さまが安心して過ごすことができるよう、感染症対策や暑さ対策に取り組みながら、引き続き開所してまいります。クラブでの感染症が発生した場合、お子さまとご家族の健康や、学校の教育活動等に大きな影響を生じさせてしまう可能性があることから、夏季休業期間終了後の利用について、次の通りといたします。

引き続き、クラブではガイドラインに基づいた感染症対策とお子さまの健全な育成に配慮しながら運営に努めてまいりますので、ご家庭でもお子さまの健康管理等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後、感染状況等により対応に変更が生じる場合には、改めてご連絡させていただきます。

I 放課後キッズクラブの利用について

夏季休業期間後から緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は次の通りとします。

(1) すくすく区分【区分2A、2B】

感染防止策の徹底を行いつつ、原則として放課後から19時まで開所しますが、感染リスクの高いおやつの提供は原則行いません。ただし、お子さまの状況に応じて、クラブが対応可能な場合は、提供しますので、必要な方は直接クラブにお申し出ください。

また、学校が臨時休業となる8月末までの平日の午前中から昼食の喫食が終わるまでについては、学校による緊急受入れをご利用ください。4～6年生の児童についても、家庭にいられない事情がある場合は個別の状況に応じて学校にご相談ください。

(2) わくわく区分【区分1】

わくわく区分は「遊びの場」を目的としていることから、感染急拡大の状況下の中では、利用を中止します。

一時利用（800円/回）はクラブの定員に余裕がある場合にのみ受入れが可能です。

裏面あり

2 利用にあたってのお願い

毎日の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、クラブを利用できません。また、室内や一定の間隔が保てない場合には、マスク着用の徹底をお願いします。

クラブにおいても、必要に応じてお子さまの体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子さまの受入れができません。また、過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまではクラブの利用はできません（「横浜市市放課後健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」より）ので、感染拡大防止にご協力ください。

風邪気味など体調不良の時は熱中症になりやすくなるため、いつも以上に注意が必要です。クラブを利用する前に、お子さまの体調を確認していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。また、同居の方の体調不良がお子さまへの健康に影響が懸念される場合は、お子さまの体調不良時と同様に、利用をお控えいただくようお願いいたします。

3 その他

放課後キッズクラブは学校施設を活用した居場所であるため、活動スペースが限られているクラブもあります。3密にならないよう、学校にも協力をいただきながら環境を整えています。家庭で過ごすことが可能な場合にはクラブの利用を控えることについても検討していただきますようお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

本市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

放課後キッズクラブの利用に関するお問い合わせについては、直接利用するクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068